

意見書について

住民の方および利害関係のある方は、決定（変更）案に対し意見書を提出する事ができます。提出された意見書は都市計画案を審議する青森県都市計画審議会に報告されます。

別紙
(書式例)

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

住 所

氏 名

印

意 見 書

都市計画法第17条第2項の規定により、
(青森県決定) について意見書を提出します。

都市計画 の変更案

記

1. 意見の趣旨

2. 意見の理由